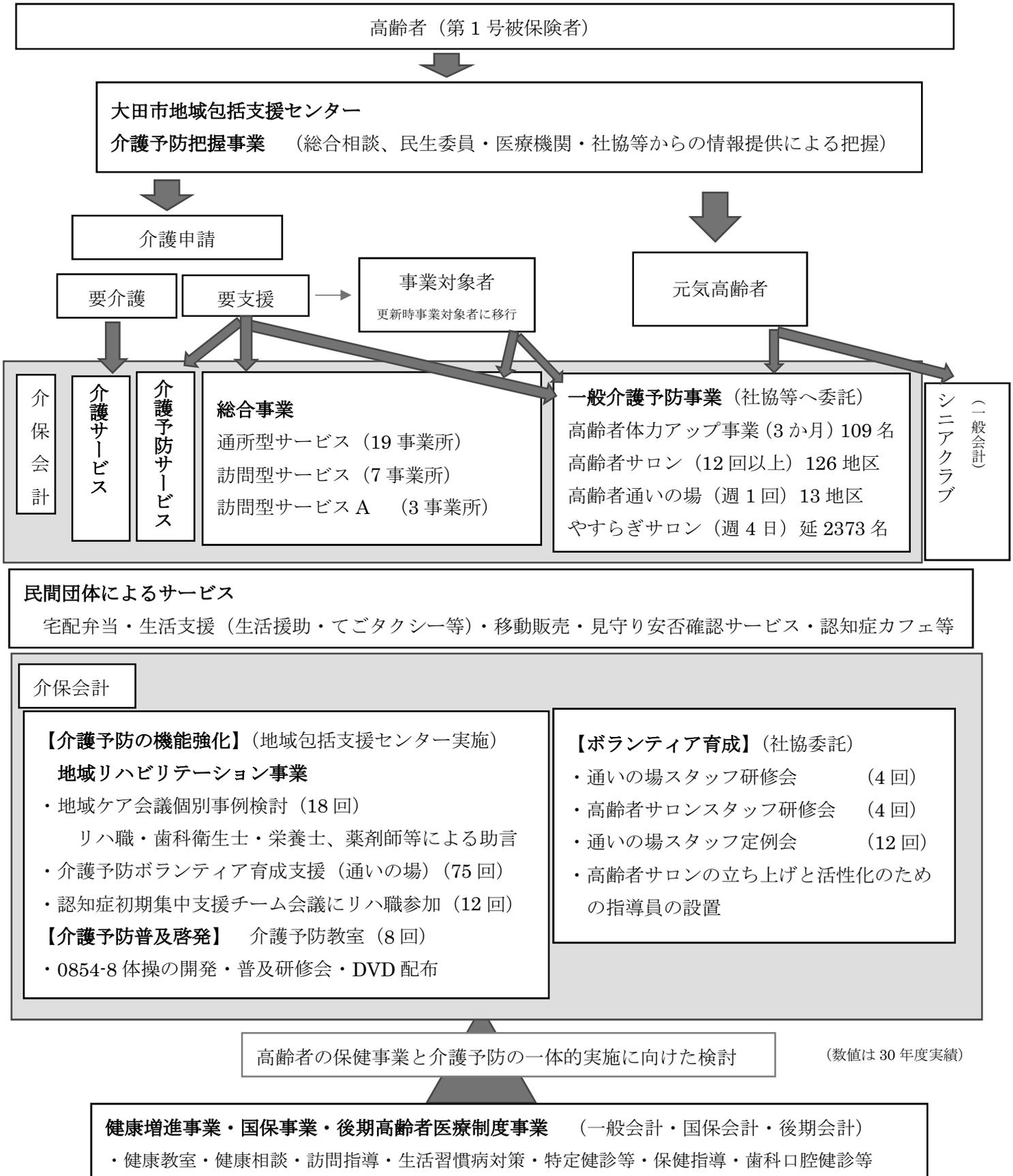


大田市 介護予防事業の体系図（令和元年度作成）

大田市介護予防施策の体系図

介護予防施策の目的

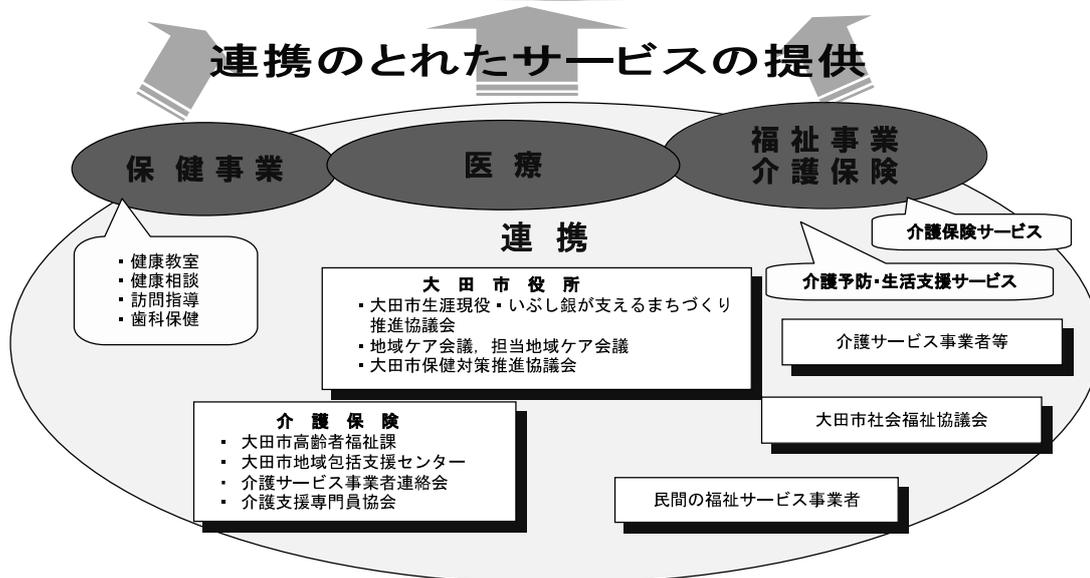
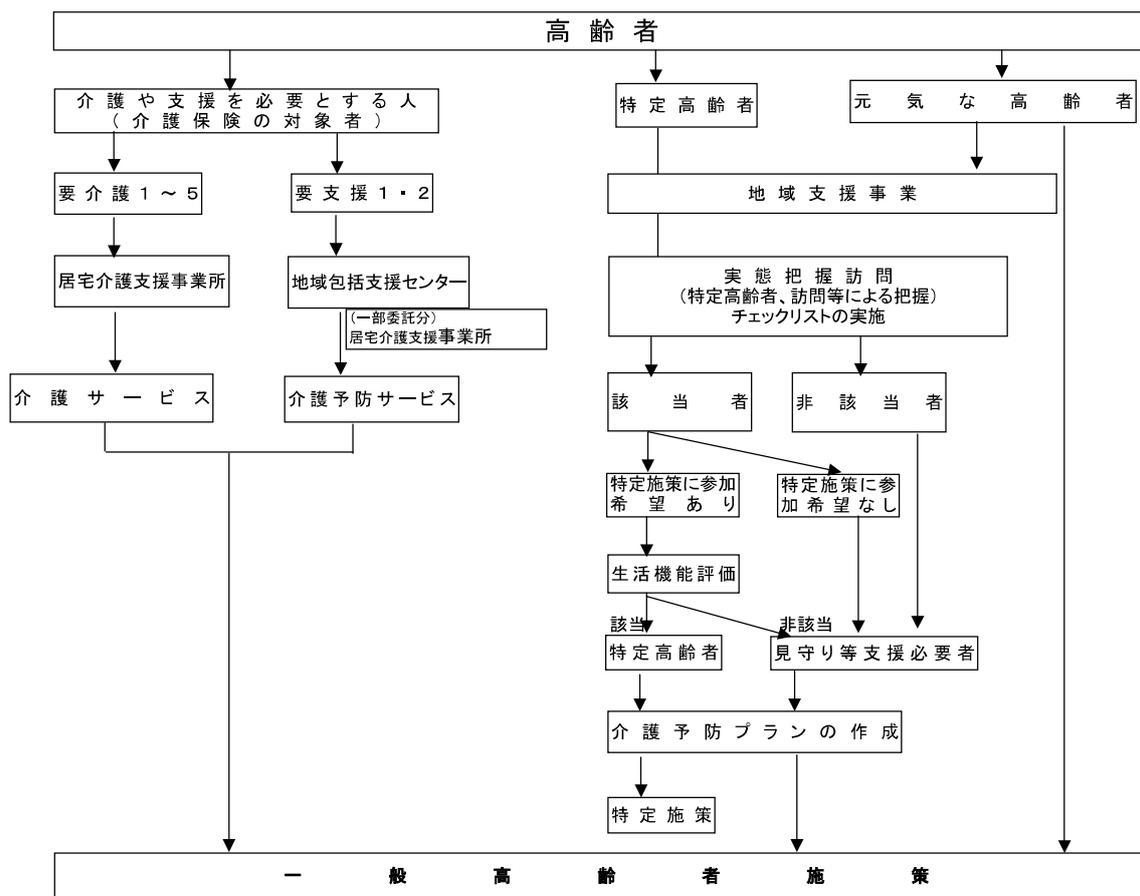
高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように多様な参加の場づくりや高齢者が生きがいと役割をもって生活できるような地域づくりと介護予防の推進を目指します。



大田市 介護予防事業の体系図（平成23年度作成）

介護予防重視型システムの全体像

* 特定高齢者⇒二次予防事業対象者



介護予防・日常生活支援総合事業実施状況（令和元年6月末時点）

大田市

1 介護予防生活支援サービス事業（1）通所型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型(※) | 形態 | 単位 | 利用者負担(利用料) | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|--------|------------|-----------------|-------|----|----------------------------|------------|---------|-------|------|-------------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 |
| 通所サービス | 介護予防通所介護相当 | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 現行 | 指定 | 週1回：1,647単位 週2回：3,377単位 | 1～3割 | 指定事業所 | 21 | | |

類型(※) … 「現行」、「現行相当」＝従前の通所介護に相当するもの 「通所A」＝緩和した基準によるサービス 「通所B」＝住民主体による支援 「通所C」＝短期集中予防サービス

(2) 訪問型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型(※) | 形態 | 単位 | 利用者負担(利用料) | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|---------|------------|-----------------|-------|----|--|------------|---------|-------|------|----------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 対象地域 |
| 訪問サービス | 介護予防訪問介護相当 | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 現行 | 指定 | 週1回：1,168単位 週2回：2,335単位 週2回超：3,704単位 | 1～3割 | 指定事業所 | 7 | | 全域 |
| 訪問サービスA | 介護予防訪問介護相当 | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 現行 | 指定 | 週1回：1,051単位 週2回：2,102単位 週2回超：3,334単位 | 1～3割 | 指定事業所 | 3 | | 一部山間地域除く |

類型(※) … 「現行」、「現行相当」＝従前の訪問介護相当 「訪問A」＝緩和した基準によるサービス 「訪問B」＝住民主体による支援 「訪問C」＝短期集中予防サービス 「訪問D」＝移動支援

2 その他の生活支援サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型 | 形態 | 単位 | 利用者負担(利用料) | サービス提供者 | 実施頻度等 |
|-----|-------|-----|----|----|----|------------|---------|-------|
| | | | | | | | | |

3 一般介護予防事業（1）介護予防普及啓発事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|--------|--|----|-----|-------|------|-------|
| 介護予防教室 | 地区の集会所等で介護予防教室を実施し、啓発活動や地域のサロン作り等支援をする | | — | 65才以上 | 市全域 | 随時 |

(2) 地域介護予防活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|--------------|---|----|-----------------|------------------------|------|--|
| 高齢者体力アップ教室 | トレーニング専用マシンの使用した運動を行うことで、転倒骨折予防、加齢に伴う運動機能低下の改善、生きがい、社会参加を図る | 委託 | 大田市体育公園文化事業団 | 65才以上 | 市全域 | ・大田総合体育館開催分(週2回合計20回) ・温泉津保検センター開催分(週1回合計10回) |
| 住民グループ育成支援事業 | やすらぎサロン等において介護予防・生きがい活動の実施 | 委託 | 大田市やすらぎサロン運営協議会 | | 市全域 | |
| 高齢者通いの場づくり事業 | まちづくりセンター等を拠点とした高齢者の通いの場づくり事業を実施 | 委託 | 地域住民・事業所 | 協議体により異なる (概ね80才以上) | | 週1回以上の開催 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 高齢者が家族、地域、企業等社会の各分野で培ってきた、豊かな経験と知識・技能を活かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、介護予防に資する人材及び組織の育成支援を図る | 委託 | 大田市社会福祉協議会 | | 市全域 | 月1回以上の開催 |

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 類型 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施年度等 |
|-----------------|--|----|----|-----|-----|------|-------|
| 地域リハビリテーション活動事業 | 市内で介護予防に関する活動を行う団体にリハビリテーション専門職を派遣し、総合的に支援することで介護予防の機能強化を図る。 | | 直営 | なし | | 市全域 | |

4 任意事業

| 区分 | 事業名 | 類型 | 事業の内容 |
|------|----------------|--------------------|--|
| 家族支援 | 介護用品支給事業 | ⑬介護用品の支給 | 要介護4以上の在宅介護の非課税世帯に介護用品を支給 |
| | 成年後見支援センター運営事業 | ⑭成年後見制度利用支援事業 | 後見人支援、後見人の養成及び相談機関の運営。事業委託にて実施。 |
| その他 | 成年後見制度利用支援事業 | ⑭成年後見制度利用支援事業 | 市長申立費用の立替、後見人等報酬の助成 |
| | 住宅改修支援事業 | ⑮福祉用具・住宅改修支援事業 | 要介護・要支援の認定を受けた者が介護保険サービスを利用していない者が住宅改修を行う場合の、住宅改修の理由書を作成する介護支援専門員に対して助成を行う |
| | 介護相談員派遣事業 | ⑯介護サービスの質の向上に資する事業 | 介護相談員の派遣 |
| | 認知症サポーター養成事業 | ⑰認知症サポーター等養成事業 | 認知症サポーター養成講座の実施 |

地域ケア会議の状況

大田市

| | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 地域課題把握のための会議 | 政策形成のための(推進)会議 |
|--|---|---|---|
| 名称 | 個別会議・自立支援サポート会議 | 大田市地域ケア会議又は大田市地域福祉推進支援機関代表者会議(検討中) | 大田市地域ケア会議又は大田市地域福祉推進支援機関代表者会議(検討中) |
| 実施主体 | 地域包括支援センター | 地域包括支援センター | 地域包括支援センター |
| 位置づけ(個別会議について下記①②から選択) ①自立支援のための地域ケア個別会議 ②困難事例等を検討する地域ケア個別会議 | ① | | |
| 設置要綱等 | 地域ケア会議「個別会議・自立支援サポート会議」実施方針等 | 大田市地域ケア会議設置要綱 | 大田市地域ケア会議設置運営要綱 |
| エリア(単位) | 市全域 | 市全域 | 市全域 |
| 開催日(頻度) | 月2回 | 年2回程度(予定) | 年2回程度(予定) |
| 参加者(機関) | 事業所・包括のケアマネジャー、地域包括支援センター | 医師会、歯科医師会、作業療法士、理学療法士、看護師、健康運動実践指導者、歯科衛生士会、保健所等(予定) | 医師会、歯科医師会、作業療法士、理学療法士、看護師、健康運動実践指導者、歯科衛生士会、保健所等(予定) |
| 助言者 ※個別事例を検討する会議において依頼している助言者(資格職種) | 作業療法士、理学療法士、管理栄養士、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、薬剤師、歯科衛生士、地域活動栄養士 | | |
| 事例検討対象者 (下記①～③の事例対象者から選択) ①サービス事業対象者及び要支援者 ②要介護1・2 ③要介護3～5 | ①②③ 毎月2回開催のうち、前半を居宅介護支援事業所、後半を地域包括支援センターより選定 | | |
| 内容 | 自立支援、介護予防の観点に重点を置くとともに課題分析から地域課題の把握を行う | ・個別会議・自立支援サポート会議等で明らかとなった地域課題や政策課題の解決に向けた検討(地域包括支援センターの実施事業の推進に関する評価・協議等) | ・個別会議・自立支援サポート会議等で明らかとなった地域課題や政策課題の解決に向けた検討(地域包括支援センターの実施事業の推進に関する評価・協議等) |
| 地域ケア会議の機能 (下記①～⑤の機能から選択) ①政策形成機能 ②地域づくり・資源開発機能 ③地域課題発見機能 ④ネットワーク構築機能 ⑤個別課題解決機能 | ③④⑤ | ①②③④ | ①②③④ |
| H30年度に各地域ケア会議で出された地域課題 | | 個別事例から出たおもな課題 ・移動手段 ・地域の見守り体制 ・医療、介護資源 ・住まい ※H30年度においては、地域ケア会議(運営推進会議)未開催 | 個別事例から出たおもな課題 ・移動手段 ・地域の見守り体制 ・医療、介護資源 ・住まい ※H30年度においては、地域ケア会議(運営推進会議)未開催 |
| 各地域ケア会議を運営する上での課題 | ・アセスメントが不十分な提出事例の場合、専門職の助言が制限される(深まらない) ・事例提出者(ケアマネジャー)の負担増 ・自立支援に資する検討から外れて、困難事例の検討会議になる事がある | 個別事例検討の積み重ねにより明らかとなった地域課題について、いかに政策論として議論を進めていけるか見えにくい。 ※運営推進会議の場だけで解決策が出ない為、形だけ開催して終わりになりそう…。 本当はその後の展開(市の施策等)に繋がりたいが、仕組み作りはこれからというのが正直なところ。 | 個別事例検討の積み重ねにより明らかとなった地域課題について、いかに政策論として議論を進めていけるか見えにくい。 ※運営推進会議の場だけで解決策が出ない為、形だけ開催して終わりになりそう…。 本当はその後の展開(市の施策等)に繋がりたいが、仕組み作りはこれからというのが正直なところ。 |
| その他(参考) | | 令和元年度においても、まだ未開催(10/31現) | 令和元年度においても、まだ未開催(10/31現) |

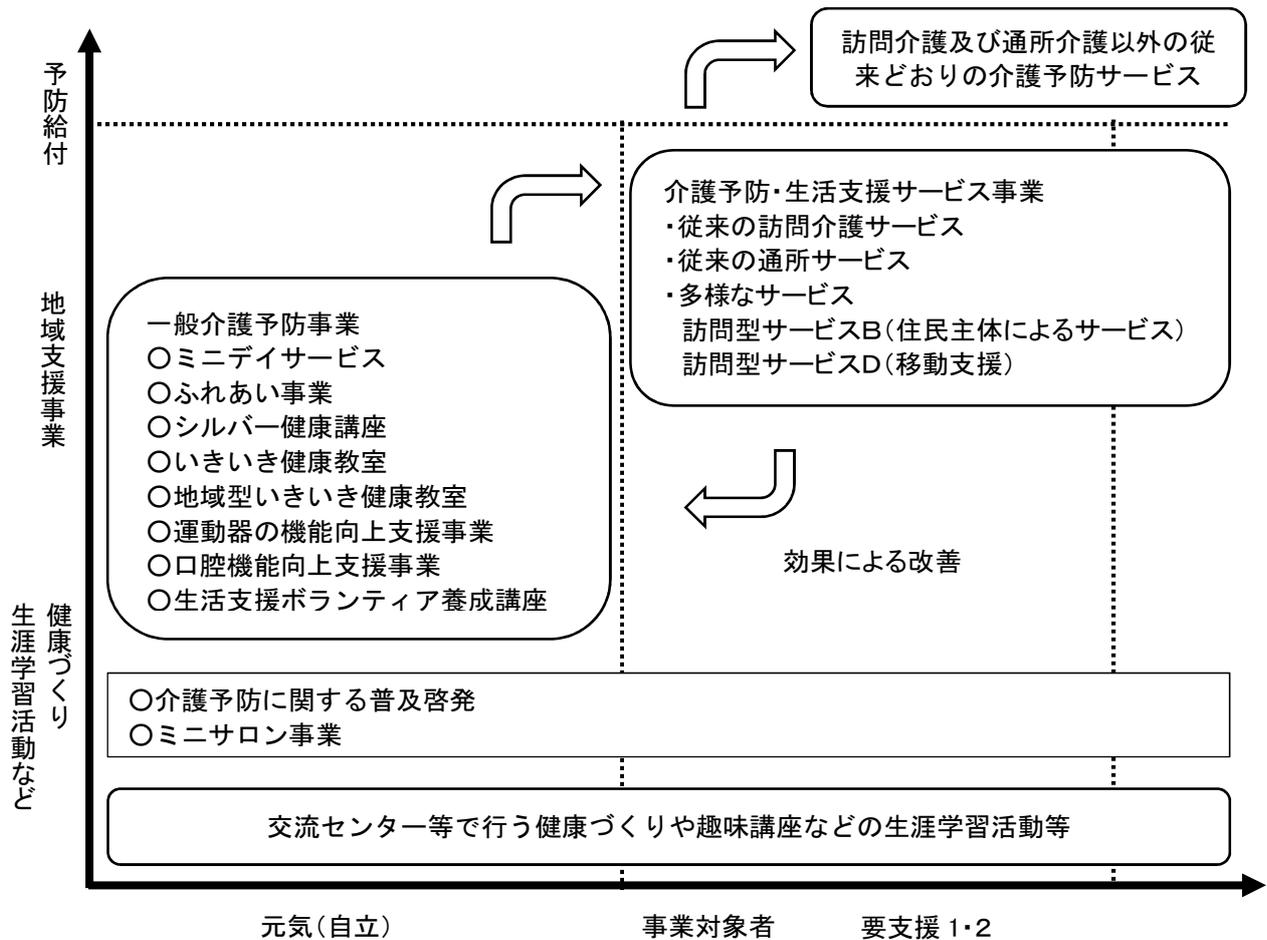
通いの場の状況

大田市

| | 項目 | 状況 |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 活動を支援するサポーター（ボランティア）の有無 | 有 |
| | 「有」の場合 | |
| | 市町村での養成の有無 | 有 |
| | 養成数（H30年度末時点） | 334名 |
| | 主な活動内容 | |
| 2 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向け、工夫している点 | <p>【通いの場の拡大】実施意向のある地区に地域包括支援センターと第1層生活支援コーディネーターが連携して、事業説明や立ち上げ準備支援を行っている。H31年度に5地区が立ち上がり、更に1地区の立ち上げ支援を行っている。</p> <p>【高齢者参加率の増加】随時、募集を各地区が実施。希望者の多い地区は回数を増加している。ボランティアや民生委員が閉じこもりがちな人を見つけ、通いの場を紹介。</p> |
| 3 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向けて、課題に感じていること | <p>【通いの場の拡大】全地区での立ち上げに向けて、未実施の多い圏域の立ち上げ困難要因分析を行いながら、第1層コーディネーターと連携して対応していく。※R1年10月時点で18地区で実施。</p> <p>【高齢者参加率の増加】実施地区の増加により、リハ職のマンパワー不足が課題である。</p> |
| 4 | 通いの場の実態の把握方法 | <p>地域介護予防活動支援事業を社協委託しているため、把握はできる。</p> <p>高齢者サロンの実績報告書を見直し、年齢男女別の報告様式に変更した。利用者約2400人の要介護度は個々に確認。</p> |

安来市 介護予防事業の体系図（令和元年度作成）

1. 安来市の介護予防事業の体系図



2. 介護予防施策の目的（介護保険事業計画）

基本理念としている「元気・いきいき・健康長寿都市」の実現

3. 介護予防事業の目的（介護保険事業計画）

閉じこもりや認知症、うつ等にならないように介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、入浴や排せつ等の介護、食事、その他日常生活上の援助、機能訓練等を行う。

4. 評価指標（介護保険事業計画）

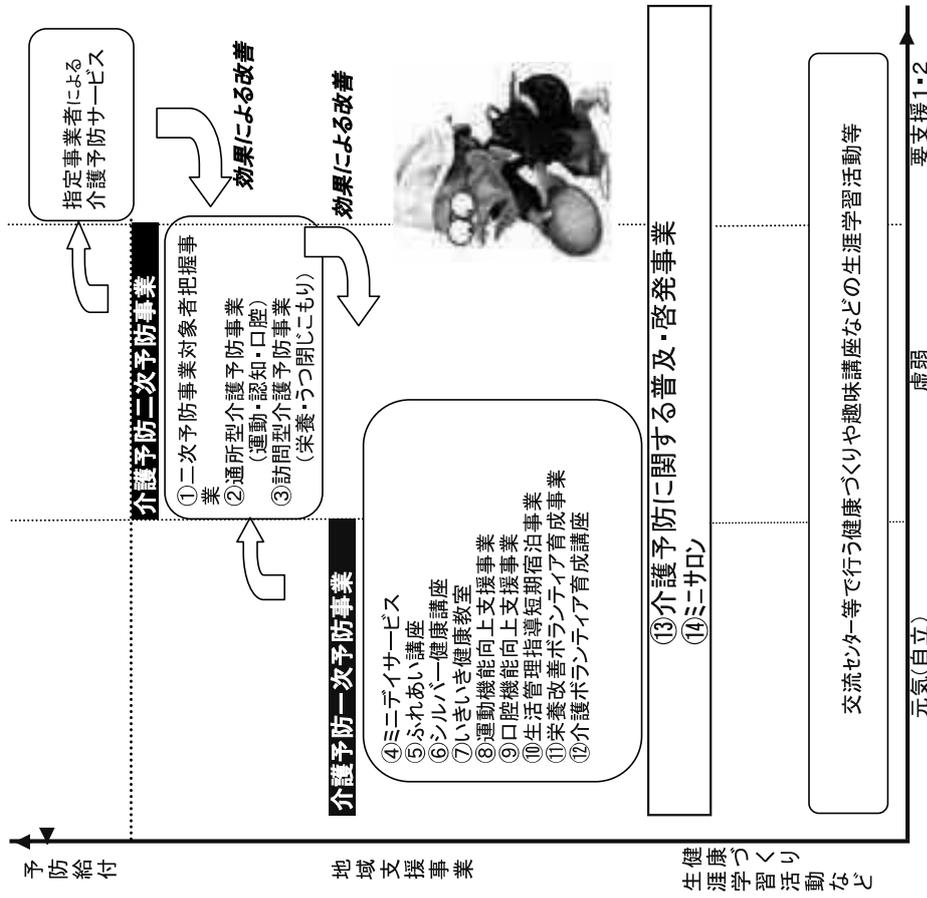
- ・ 介護予防に資する住民主体の通いの場への 65 歳以上の参加者
ミニサロン、ミニデイサービスの参加者数（年間延べ人数）17,000 人
- ・ 生活支援ボランティア養成講座の受講者数
講座受講者数累計 376 人

5. 保健事業と介護事業との一体化の取組

現在検討中。



安来市における高齢者の状態に応じた 介護予防事業の体系(H23)



《二次予防・要支援・要介護認定となるおそれのある高齢者対象の事業》

- ①二次予防対象者把握事業
基本チェックリスト(日常生活圏域ニーズ調査含む)をもとに二次予防事業対象者を選定する
- ②通所型介護予防事業(運動・認知・口腔)
生活機能低下防止のための「運動機能の向上」「認知機能の維持」の教室を介護サービス事業所で集団実施。「口腔機能の向上」は市内歯科医院で個別実施。
- ③訪問型介護予防事業(栄養・うつ閉じこもり)
「栄養改善」の指導を介護サービス事業所の栄養士が個別実施。
「うつ閉じこもり」傾向がある高齢者を地域包括支援センター職員が訪問し、相談に応じた必要な支援を行う。(ヘルパーの定期訪問による安否確認など)

《一次予防・介護予防の重要性や正しい知識の普及・啓発を目的に実施》

- ④ミニデイサービス
月1回、地区のボランティアにより介護予防に効果のある簡単な運動等を行います。
- ⑤ふれあい講座
ふれあいプラザを会場に月1回、転倒予防・健康増進のための簡単な体操や調理実習、季節にあった趣味活動等を行います。
- ⑥シルバークー健康講座
男性を対象に月1回ウォーキング、健康講座を行います。
- ⑦いさいさ健康教室
週1回介護予防の体操を行います。
- ⑧運動機能向上支援事業
月2回程度、介護予防の運動を行います。
- ⑨口腔機能向上支援事業
歯科衛生士が小集団の場で向き、介護予防のための口腔ケア講話を行います。
- ⑩生活管理指導短期宿泊事業
家族の方が長期不在にならない場合、市内の施設等に宿泊できます。
(介護認定を受けておられない方が対象)
- ⑪栄養改善ボランティア育成事業
地区のボランティアさんが訪問による栄養バランスのとれた食事の提供や栄養に関する情報提供をします。
- ⑫介護ボランティア育成講座
地域福祉の充実に向けたボランティアの育成を行います。
- ⑬介護予防に関する普及・啓発事業
介護予防講演会や研修会を実施。
- ⑭ミニサロン
月1回、近所の集会所等で半日程度高齢者の集いを自治会内のボランティアで実施

介護予防・日常生活支援総合事業実施状況（令和元年6月末時点）

安来市

1 介護予防生活支援サービス事業（1）通所型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|------|-------------------|-----------------|-------|----|--------------------------------|------------|---------|-------|------|-------------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 |
| 通所介護 | 従前の介護予防通所介護相当サービス | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 従前相当 | 指定 | 週1回程度1647単位/月 週2回程度3377単位/月 | 1割（2割・3割） | 指定事業者 | 14 | | |

類型（※）…「現行」、「現行相当」、「従前の通所介護に相当するもの」「通所A」＝緩和した基準によるサービス 「通所B」＝住民主体による支援 「通所C」＝短期集中予防サービス

（2）訪問型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|----------------------|--|-----------------|------------|----|--------------------------------|--------------------|--------------|--------|------------|--------------------------------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 対象地域 |
| 訪問介護 | 従前の介護予防訪問介護相当サービス | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 従前相当 | 指定 | 週1回程度1168単位/月 週2回程度2336単位/月 | 1割（2割・3割） | 指定事業者 | 6 | | 市全域 |
| 高齢者移動支援等事業（訪問型サービスD） | 近くに商店がないなど食料品等の買物ができない高齢者に、買物支援と見守りを行う。 交通手段が無く移動することができない高齢者に、送迎前後の付き添い支援と同時に見守りを行う。 | 要支援1、要支援2、事業対象者 | 訪問B 訪問D | 指定 | — — | 団体が定める額 団体が定める額 | 株式会社 住民組織 | 1 1 | 週2回程度 度 | 広瀬町比田地区 広瀬町宇波地区 広瀬町東比田地区 |

類型（※）…「現行」、「現行相当」＝従前の訪問介護相当 「訪問A」＝緩和した基準によるサービス 「訪問B」＝住民主体による支援 「訪問C」＝短期集中予防サービス 「訪問D」＝移動支援

2 その他の生活支援サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型 | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施頻度等 |
|-----|-------|-----|----|----|----|------------|---------|-------|
| | | | | | | | | |

3 一般介護予防事業（1）介護予防普及啓発事業

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|------------|---|-----|----|----------|--------------------|-----|------------|----------|
| 介護予防研修会 | 認知症に関する研修会実施 福祉施設等従事者を対象に権利擁護に関する研修会実施 | | | 委託 直営 | 地域包括支援センター — | | 市全域 市全域 | 1回 1回 |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に関する研修会を実施 | | | 直営 | — | | 市全域 | 1回 |
| シルバー健康講座 | 地区健康推進会議での介護予防（健康増進）教室・研修会の開催、支援。 | | | 直営 | — | | 全域（24地区） | 随時 |
| ふれあい講座 | 介護保険認定外の方の通所型教室。月毎に転倒予防・栄養改善・口腔ケアをテーマにした講座を開催 | | | 委託 | 安来市社会福祉協議会 医療法人 | | 市全域 市全域 | |

| | | | | | | |
|------------|--|--|----|----------------------|------|--|
| 運動機能向上支援事業 | ストレッチや筋力、バランス運動の実施、水中運動の実施（特定高齢者施策フオロー事業） | | 委託 | 医療法人(1)・さくら総合スポーツクラブ | 市全域 | |
| 口腔機能向上支援事業 | 地域の集會等へ歯科衛生士を派遣し、口腔機能向上に関する講話と健口体操実技紹介 | | 委託 | 島根県歯科衛生士会 | 市全域 | |
| いきいき健康教室 | 介護予防のための運動（有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ）、レクリエーション等の体操教室。 | | 委託 | 安来レクリエーション協会 | 市全域 | |
| 地域型いきいき教室 | 介護予防のための運動（有酸素運動・筋力トレーニング・ストレッチ）、レクリエーション等の体操教室。 | | 委託 | 広瀬町ウエルビクス普及協会 | 南部地域 | |

(2) 地域介護予防活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|-----------------------|--|----|-----|------------|------|-------|
| 地域住民生活活動支援事業（ミニサロン事業） | 自治会集會所等においてポランテニアによるミニサロンの開催（全65歳以上の方参加可） | | 委託 | 安来市社会福祉協議会 | 市全域 | |
| 生活支援ポランテニア養成講座 | ポランテニアに興味・関心のある市民を対象に、介護予防・地域福祉サービスに従事できるポランテニアを育成 | | 委託 | 安来市社会福祉協議会 | 市全域 | |
| ミニデイサービス事業 | 地区交流センター等において、ポランテニアによるミニデイサービスの開催（全65歳以上の方参加可） | | 委託 | 安来市社会福祉協議会 | 市全域 | |
| 高齢者生活支援ポランテニアポイント事業 | 高齢者のポランテニア活動についてポイントを付与し、ポイントを換金する。 | | 委託 | 安来市社会福祉協議会 | 市全域 | |

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|-----|-------|----|-----|-----|------|-------|
| | | | | | | |

4 任意事業

| 区分 | 事業名 | 事業の内容 | 事業の内容 |
|------|-----------------------|--------------------------|--|
| 適正化 | 介護給付費等適正化事業 | ⑤介護給付費通知 | 利用者へ介護給付費の額等を通知 |
| 家族介護 | 家族介護者教室 | ⑧介護教室の開催 | 介護技術の指導と交流の促進 |
| | 認知症高齢者見守り事業 | ⑨認知症高齢者見守り事業 | 認知症サポーターを養成し、地域の見守りネットワーク体制を強化 |
| | 家族介護用品支給事業 | ⑩介護用品の支給 | 要介護4以上の在宅介護の非課税世帯にクーポン券を支給 |
| その他 | 介護相談員派遣事業 | ⑫介護サービスの質の向上に資する事業 | 介護相談員の派遣 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | ⑭成年後見制度利用支援事業 | 市長申立費用、後見人など報酬の助成 |
| | 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業 | ⑯認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | 認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護、要支援2の方を受け入れ、家賃などの費用負担が困難な低所得者に対して軽減を行っている事業所に対して助成を行う。 |

地域ケア会議の状況

安来市

| | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 地域課題把握のための会議 | 政策形成のための地域ケア(推進)会議 |
|--|--|--|--|
| 名称 | 個別地域ケア会議(自立支援型ケアマネジメント会議) | 校区別地域ケア会議 | 安来市地域ケア推進会議 |
| 実施主体 | 安来市地域包括支援センター | 安来市地域包括支援センター | 安来市、安来市地域包括支援センター |
| 位置づけ(個別会議について下記①②から選択) ①自立支援のための地域ケア個別会議 ②困難事例等を検討する地域ケア個別会議 | ① | | |
| 設置要綱等 | | | |
| エリア(単位) | 安来市全域 | 中学校区レベル(4から5地区) | 安来市全域 |
| 開催日(頻度) | 令和元年6月～(毎月1回) | 各年1回 | 年1回 |
| 参加者(機関) | 行政、地域包括支援センター、介護事業所(事例提供者) | 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・福祉・介護関係者、民生児童委員、生活支援コーディネーター、在宅医療・介護連携支援センター | 行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療・福祉・介護関係者、民生児童委員、市議会議員 |
| 助言者 ※個別事例を検討する会議において依頼している助言者(資格職種) | 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職、主任ケアマネジャー、保健師、行政 | | |
| 事例検討対象者 (下記①～③の事例対象者から選択) ①サービス事業対象者及び要支援者 ②要介護1・2 ③要介護3～5 | ①② | | |
| 内容 | 複合的な問題を抱えた困難事例等を多機関(多職種)で協議し、個別課題の解決を目的に開催。 | 毎年設定するテーマに関する事例を多機関(多職種)で意見交換し、課題解決に向けた意見集約を行う。 | 地域における現状の報告と課題の提言。 |
| 地域ケア会議の機能 (下記①～⑤の機能から選択) ①政策形成機能 ②地域づくり・資源開発機能 ③地域課題発見機能 ④ネットワーク構築機能 ⑤個別課題解決機能 | ③④⑤ | ③④⑤及び①②に向けた検討 | ①②に向けた検討 |
| H30年度に各地域ケア会議で出された地域課題 | | 「介護予防」がテーマで、①通いの場を担うボランティア等のリーダーが少ない、②通いの場への交通手段がないなどがあがった。 | 関係機関及び多職種の相互理解と連携及び社会資源やそれに携わる人材の確保。 |
| 各地域ケア会議を運営する上での課題 | ・アドバイザーの確保と育成。 ・事例の内容等により、地域課題や政策形成、地域づくり等の協議にまでつながらない。 ・会議運営のあり方や評価、今後の方向性等検討が必要 工夫点としては、事例を提出するケアマネジャーとの打ち合わせは課題整理等綿密、丁寧に行っている。 | 住まいや交通に関する地域課題があるが、その解決に向けた政策提言が難しい。上記課題解決には住宅部局や交通部局等の連携が不可欠であるが、調整等に非常に時間がかかる。 | 住まいや交通に関する地域課題があるが、その解決に向けた政策実現が難しい。上記課題解決には住宅部局や交通部局等の連携が不可欠であるが、調整等に非常に時間がかかる。 |
| その他(参考) | | | |

通いの場の状況

安来市

| | 項目 | 状況 |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 活動を支援するサポーター（ボランティア）の有無 | 有 |
| | 「有」の場合 | |
| | 市町村での養成の有無 | 有 |
| | 養成数（H30年度末時点） | 266人 |
| | 主な活動内容 | 地域での集いの場の支援及び生活支援 |
| 2 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向け、工夫している点 | ボランティアの養成及び啓発活動等 |
| 3 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向けて、課題に感じていること | 高齢化による地域での担い手不足 |
| 4 | 通いの場の実態の把握方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書、実勢報告書による。 ・各地区公民館にアンケート調査を行い、取り組み等を把握した。 |

江津市介護予防事業

目標：健康寿命の延伸

65歳以上

高齢者

* 9, 079人

* 人口
23, 445人

* 高齢化率
38.7%

◆ 事業対象者
127人

◆ 要支援認定者
618人

◆ 要介護認定者
1499人

～平成31年3月分介護保険事業状況報告より～

介護予防把握事業

* 元気確認シート（基本チェックリスト）の送付（75・80・85歳対象）

* 訪問活動
* 関係機関（主治医・民生委員・在宅介護支援センター等）
* 本人、家族
* 介護保険認定非該当者

リスクなし（及び事業対象者、介護認定者）

生活機能の低下が疑われる者

在宅介護支援センター（市内4箇所）及び市役所健康医療対策課による状況把握

日常生活・総合支援事業利用の意思なし及び必要性がない者

基本チェックリストでBMI20未満の者

要介護認定調査

地域包括支援センター

事業対象者（日常生活・総合支援事業に参加の意思あり）
要支援認定者

各事業所の介護支援専門員

要介護認定者

地域の介護予防活動

【健康増進事業】

○各地区健康づくり推進組織での生活習慣病予防に関する健康教室・健康相談
○重症化予防事業（生活習慣病予防）

【国保事業&後期高齢者医療制度事業】

○特定健診・健康診査
○後期高齢者口腔健診

【地域支援事業】

○介護予防普及啓発事業（各地区の健康づくり推進組織での介護予防教室・百歳体操の実施と支援・介護予防運動指導ボランティアによる活動支援）

○地域介護予防活動支援事業（各地区単位ふれあいサロン事業・声かけ運動）

【老人クラブ活動】

○ボランティア活動

【社会福祉協議会の取り組み】

○民生委員・地域コミュニティ交流センター・自治会・婦人会などの活動

高齢者の低栄養・重症化予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業

＜短期集中予防サービスC型＞ 市内1箇所

* 百歳体操の実施 * 参加費 無料

＜緩和型通所サービスA型＞ 市内8箇所

* 百歳体操の実施

＜従来型通所サービス＞ 市内7箇所

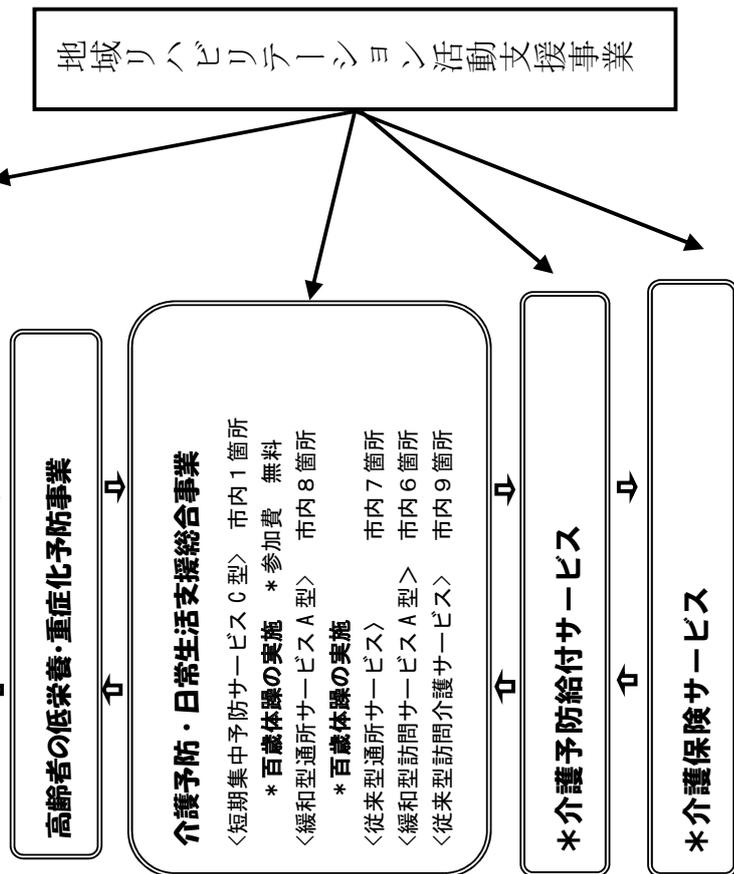
＜緩和型訪問サービスA型＞ 市内6箇所

＜従来型訪問介護サービス＞ 市内9箇所

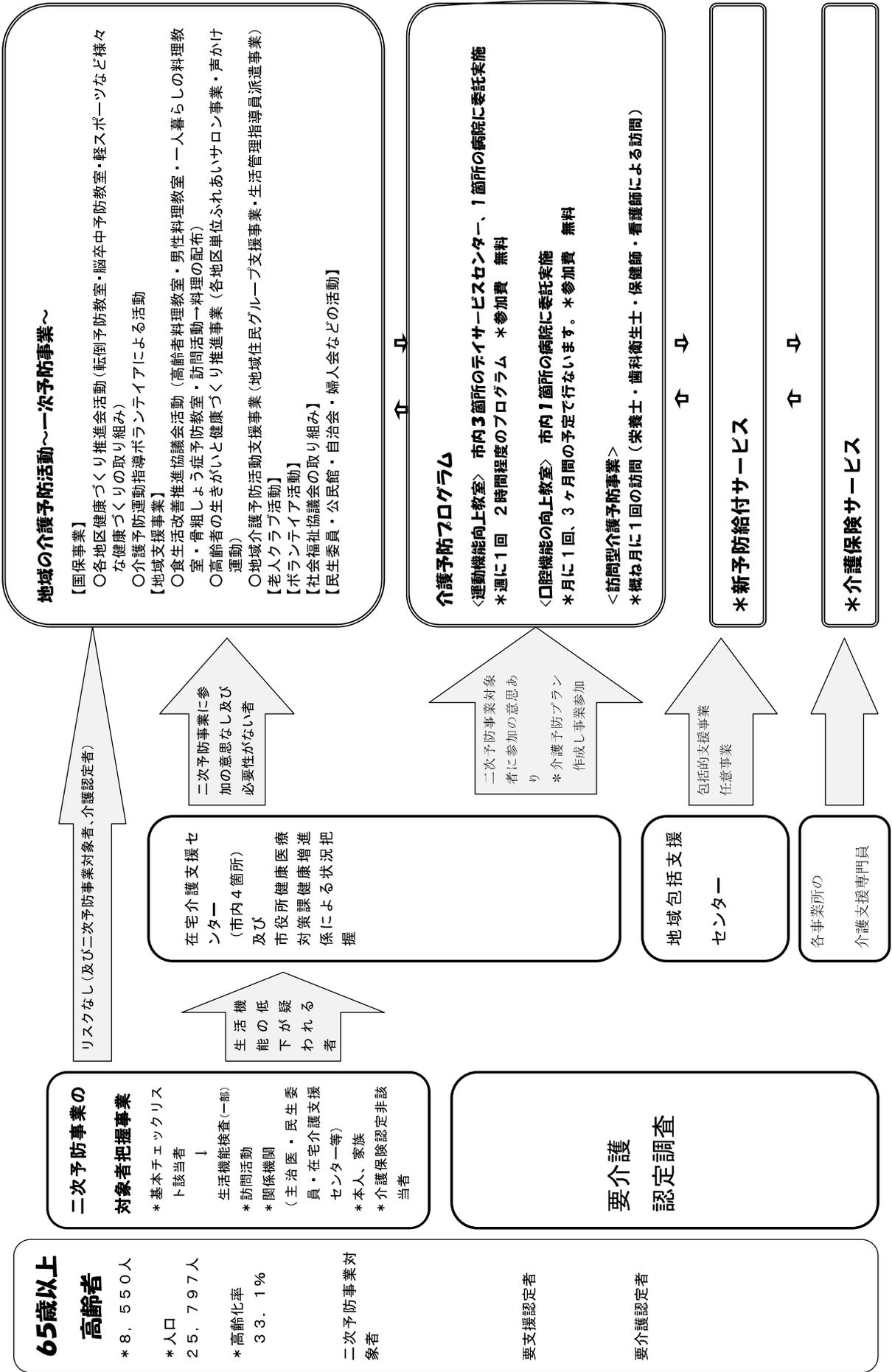
* 介護予防給付サービス

* 介護保険サービス

地域リハビリテーション活動支援事業



＊江津市介護予防事業＊



介護予防・日常生活支援総合事業実施状況（令和元年6月末時点）

江津市（浜田地区広域行政組合）

1 介護予防生活支援サービス事業（1）通所型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|---------------|---|------------------|-------|------|---------------------|--|-----------------|-------|-------|-------------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 |
| 従来型通所サービス事業 | 従来の介護予防通所介護と同様 | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 現行相当 | 指定 | 5,003/月 10,473/月 | 1,647円/月 3,377円/月 | 指定事業所 | 10 | 週1～2回 | |
| 元気回復デイ | 機能訓練指導員によりトレトレーニング機器等を活用し、筋力、運動機能向上を目指す | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 通所A1 | 指定 | | 320円/1回 (半日) 送迎加算30単位 | 指定事業所 | 2 | 週1～2回 | 概ね20 |
| 元気応援デイ | 運動機能向上や記憶力向上に資するサービスを提供する | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 通所A2 | 指定委託 | | 320円/1回 (1日) 270円/1回 (半日) 送迎加算30単位 | 指定事業所 1老人ホーム | 7 | 週1～3回 | |
| ふれあいデイ | 主に交流や外出を目的としたサービス | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 通所A3 | 指定 | | 210円/1回 (半日) 送迎加算30単位 | 指定事業所 | 2 | 週1～2回 | 概ね10 |
| 通所型短期集中予防サービス | 機能訓練指導員により運動機能向上を目的とし、短期に集中した運動指導を行う | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 通所C | 委託 | 1人3,500円/日 | 無 | 1病院 | 1 | 週1回 | 6月間 概ね10 |

類型（※）…「現行」、「現行相当」＝従前の通所介護に相当するもの 「通所B」＝住民主体による支援 「通所C」＝短期集中予防サービス

(2) 訪問型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|-----------|--------------------|------------------|-------|----|---------------------|--|---------|-------|------|------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 対象地域 |
| 従来型訪問介護事業 | 従来の介護予防訪問介護と同様 | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 現行相当 | 指定 | 5,003/月 10,473/月 | (1ヶ月) 1,168円/週1 2,335円/週2 3,704円/週3 | 指定事業所 | 9 | | 市全域 |
| 訪問型サービスA | 調理、掃除、洗濯、買物などに家事援助 | 要支援1,2、サービス事業対象者 | 訪問A | 指定 | | 180円/1回 (20～44分) 225円/1回 (45～60分) | 指定事業所 | 6 | | 市全域 |

類型（※）…「現行」、「現行相当」＝従前の訪問介護相当 「訪問A」＝緩和した基準によるサービス 「訪問B」＝住民主体による支援 「訪問C」＝短期集中予防サービス 「訪問D」＝移動支援

2 その他の生活支援サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型 | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施頻度等 |
|-----|-------|-----|----|----|----|------------|---------|-------|
| | | | | | | | | |

3 一級介護予防事業（1）介護予防普及啓発事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|--------|--|----|-----|-------|------|------------------|
| 介護予防教室 | 運動、口腔、認知症予防などの介護予防や生活習慣病予防についての教室を各地区で実施。健康相談も同時に実施。 | 直営 | — | 65歳以上 | 市全域 | H30年度 179回2,835人 |

(2) 地域介護予防活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 類型 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|----------------|---|----|----|----------------------------|-------|-------|-------|
| 地域介護予防活動支援事業 | 週1回以上介護予防教室を開催する5人以上の団体・グループに対し、開催に必要な初期費用などを助成する。 | | 直営 | — | 市全域 | H30年度 | 6団体 |
| 各地区健康づくり活動支援事業 | 20地区の健康づくり組織に介護予防や生活習慣予防に資する事業を取り組んでもらう。(H31から地域コミュニティ事業の一環として、政策企画課から一括して交付金を交付。地域支援事業としては支出していない) | | 補助 | 江津市健康推進地区連絡会 | 65歳以上 | 市全域 | |
| 地域介護予防サロン事業 | 閉じこもりがちな高齢者に対して、地域住民との交流活動を通して介護予防を図るため、小規模単位でのサロン事業を行う。 | | 委託 | 江津市社会福祉協議会 さくらえいさいいきりカー | 65歳以上 | 市全域 | 月1~2回 |

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 類型 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施頻度等 |
|-------------------|---|----|----|-------------------|--|------|-------|
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリ専門職の配置が整っている江津市の総合病院に委託し、リハビリに対する技術的助言や相談・支援を実施 | | 委託 | 済生会、整肢学園、高砂ケアセンター | 5,500円/1回(リハビリ専門職) 4,000円/1回(専門職以外) | 市全域 | |

4 任意事業

| 区分 | 事業名 | 類型 | 事業の内容 | 事業の内容 |
|------------------------|--------------|-------------------------|--|---|
| 家族支援 | 家族介護者教室事業 | ⑧介護教室の開催 | 教室や交流会の開催 | 事業の内容 |
| | 家族介護用品支給事業 | ⑨介護用品の支給 | 要介護4以上の在宅介護の非課税世帯に介護用品(紙おむつ、尿取りパット)を支給 | |
| | 成年後見制度利用支援事業 | ⑩成年後見制度利用支援事業 | 市長申立経費に要する費用、後見人等報酬の助成 | |
| | 住宅改修支援事業 | ⑮福祉用具・住宅改修支援事業 | 理由書作成者に対し助成金を交付 | |
| | その他 | 「食」の自立支援・配食サービス事業 | ⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 | 自ら食事を作ることが困難な高齢者で一定の要件を満たす場合、食事提供と安否確認の実施 |
| シルバークラブ事業 | | ⑲高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 | 生活相談員の派遣により安否確認や生活相談等の実施 | |
| 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業 | | ㉑家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業 | 緊急通報装置を貸与し、専門職が24時間タイムリーに相談に応じる。 | |

(広域)

| 区分 | 事業名 | 類型 | 事業の内容 | 事業の内容 |
|-----|-------------------------|--------------------------|---|-------|
| 適正化 | 介護給付費適正化事業 | ⑤介護給付費通知 | 介護サービス費を通知したり、認定情報と給付情報の突合することで、適正なサービス利用を促す。また、ケアプランの点検、指導を行う。 | 事業の内容 |
| | ケアプラン指導研修事業 | ④医療情報との突合・統観点検 | 介護サービス費を通知したり、認定情報と給付情報の突合することで、適正なサービス利用を促す。また、ケアプランの点検、指導を行う。 | |
| | 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | ②ケアプランの点検 | 介護支援専門員等を対象に研修会を開催 | |
| その他 | 介護相談員派遣事業 | ⑥認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | グループホームに入所しているものうち低所得者のものに対して助成を行う。 | |
| | | ⑩介護サービスの質の向上に資する事業 | 介護相談員の派遣 | |

地域ケア会議の状況

江津市

| | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 地域課題把握のための会議 |
|--|---|--|---|
| 名称 | 地域ケア個別会議 | 地域ケア個別会議 | 個別事例検討会議を含む |
| 実施主体 | 江津市(地域包括支援センター) | 江津市(地域包括支援センター) | |
| 位置づけ(個別会議について下記①②から選択) ①自立支援のための地域ケア個別会議 ②困難事例等を検討する地域ケア個別会議 | ① | ② | |
| 設置要綱等 | 無 | 無 | |
| エリア(単位) | 市単位で開催 | 市単位で開催 | |
| 開催日(頻度) | 月1回 | 事例がある時 | |
| 参加者(機関) | 各個別事例の担当者(ケアマネジャー、利用サービス事業所、関係者(薬剤師、配食担当、生保担当、障害福祉サービス担当者等)) | 包括、事例の関係者 | |
| 助言者 ※個別事例を検討する会議において依頼している助言者(資格職種) | リハ職(理学療法士、作業療法士)、主任ケアマネジャー、病院看護師、病院MSW、地域包括支援センター職員、栄養士、健康増進部署保健師、生活支援コーディネーター、保険者、医療連携推進コーディネーター等 | 必要に応じて | |
| 事例検討対象者 (下記①～③の事例対象者から選択) ①サービス事業対象者及び要支援者 ②要介護1・2 ③要介護3～5 | ①を主にするが、②、③のケースも含む | ①、②、③ | |
| 内容 | ・対象:市内に住む要支援程度の高齢者事例について、ケアマネジャー毎に年間1事例を提出。 ・内容:事例における個別課題、また地域課題を抽出し検討する。各事例すべて検討後約6か月経過した時点で、再度地域ケア会議にて検討。 | ケアマネジャーや事業所が対応困難と感じている事例について、包括支援センターが関係者を招集して、問題解決の方法を検討する。 | |
| 地域ケア会議の機能 (下記①～⑤の機能から選択) ①政策形成機能 ②地域づくり・資源開発機能 ③地域課題発見機能 ④ネットワーク構築機能 ⑤個別課題解決機能 | ③、④、⑤ | ③、④、⑤ | |
| H30年度に各地域ケア会議で出された地域課題 | | | ・リハからデイ等への移行が困難 ・在宅での病状管理(食事を含めて)が難しい ・通いの場への送迎がなく参加困難 ・介護保険以外も含めた支援ネットワークづくりが必要など |
| 各地域ケア会議を運営する上での課題 | ・運営側の準備に手間暇がかかる。 ・助言者の調整(特に医療職)。 ・地域課題のまとめと解決へ繋げる仕掛けが不足。 | | |
| その他(参考) | 助言者が多くなると時間内に検討をまとめるのが難しくなる | | |

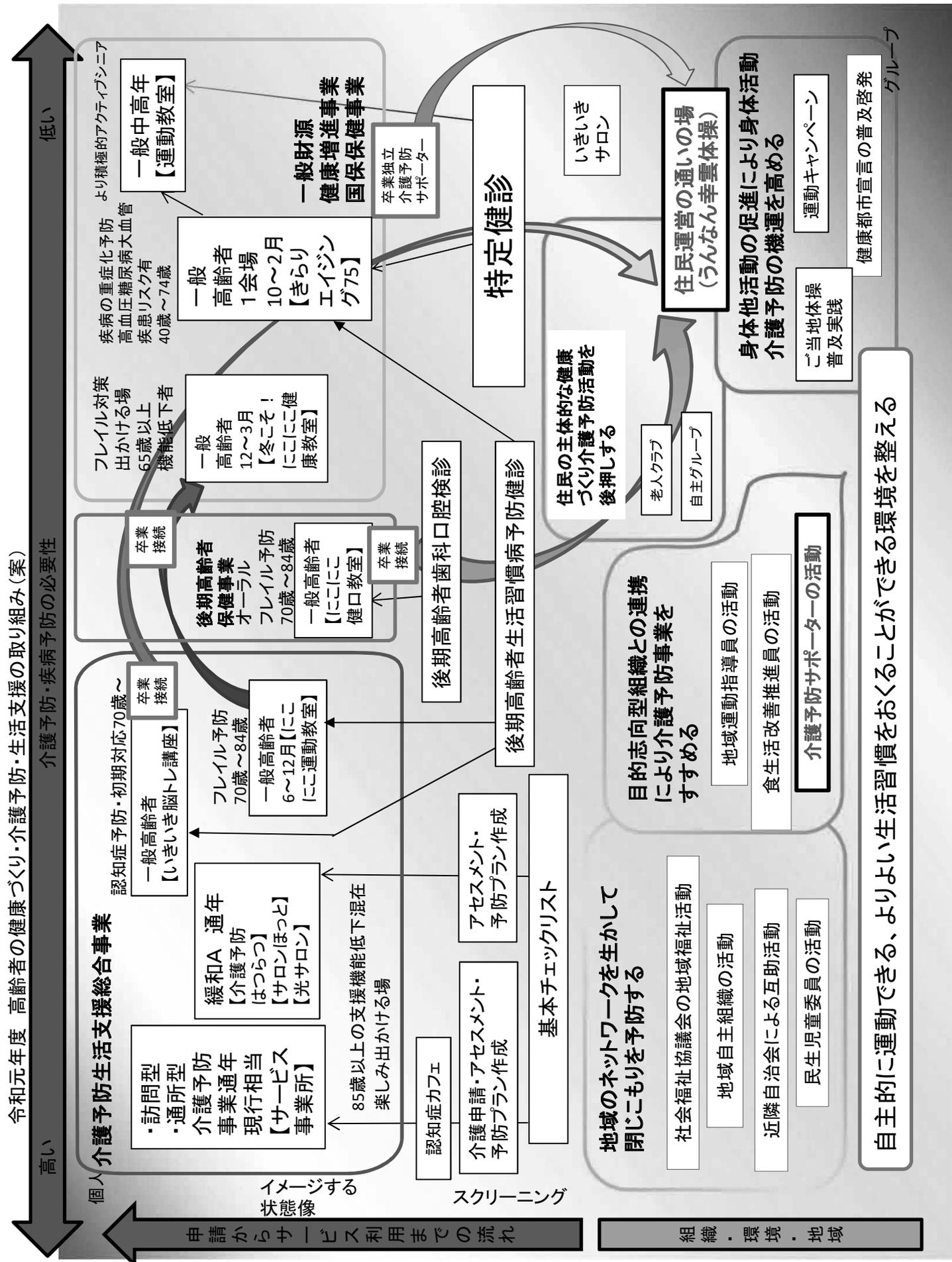
通いの場の状況

江津市

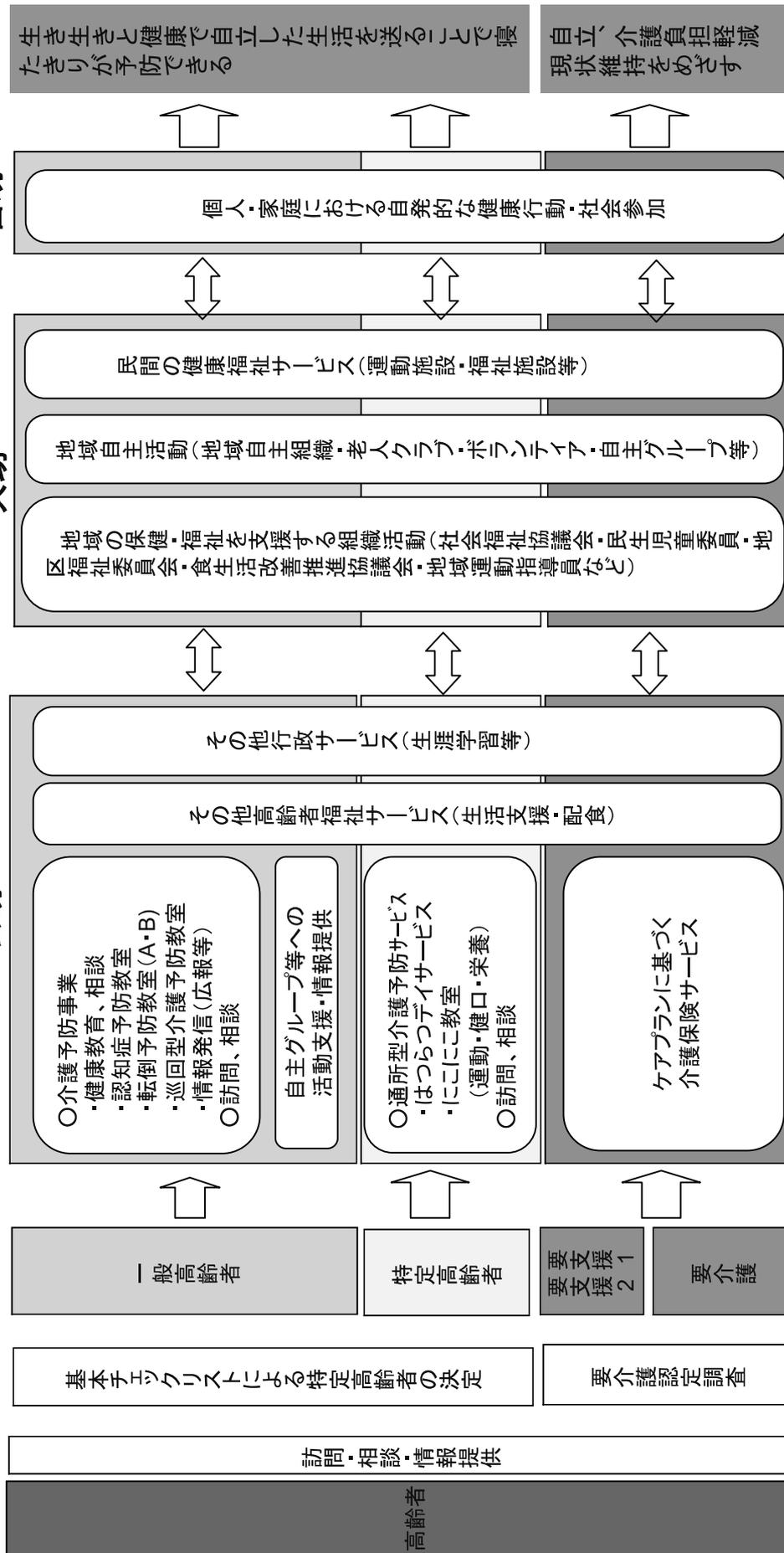
| 政策形成のための(推進)会議 |
|---|
| 江津市地域ケア推進会議 |
| 地域包括支援センター (江津市健康医療対策課) |
| / |
| 無 |
| 全市 |
| 年数回 |
| テーマにより参加者が異なる (医療機関、認知症サポート医、介護保険 事業所、社協、警察、リハビリテーションス タッフ等) |
| / |
| / |
| 地域ケア会議(個別)から抽出した課題に ついて検討 |
| ①②③④ |
| ・必要な人に、効果的なリハビリテーション の提供 ・リハビリ専門職が地域へ出ていくためのマ ンパワーの確保(地域リハビリテーション活 動支援事業は、単価が安く所属機関の理 解が得にくい) ・住民運営の通いの場の充実・継続の工夫 |
| ・課題の解決や政策形成まではなかなかつ ながらず、成果が見えにくい |
| |

| | 項目 | 状況 | |
|---|---------------------------------|---|---------------------|
| 1 | 活動を支援するサポーター(ボランティア)の有無 | 有 | |
| | 「有」の場合 | 市町村での養成の有無 | 有 |
| | | 養成数(H30年度末時点) | 193 |
| | | 主な活動内容 | いきいき百歳体操、まめなくん体操の実施 |
| 2 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向け、工夫している点 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助金で必要物品の準備や会場費等を支援し開始しやすい環境作りをしている ・地域での声かけ ・自治会に出向き体操の紹介をしている ・地域からの相談に対応し百歳体操以外の情報提供をおこなう | |
| 3 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向けて、課題に感じていること | <ul style="list-style-type: none"> ・男性の参加が少ない ・百歳体操は週に1回の開催を提案しているが、開催回数が多いためハードルが高くなっている ・お世話してほしいという依存的な状況がある ・送迎がないと参加できない人も多い | |
| 4 | 通いの場の実態の把握方法 | 聞き取り調査 <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織 ・健康づくり組織 ・社協支会 ・生活支援コーディネーター ・地区担当保健師 等より | |

豊南市 介護予防事業の体系図（令和元年度作成）



雲南市の介護予防システム



【 地域におけるネットワークの構築・強化 】
認知症サポーター養成 ・ 認知症徘徊SOSネットワーク ・ 見守りネットワーク

雲南市（雲南広域連合）介護予防・日常生活支援総合事業実施状況（令和元年6月末時点）

雲南市（雲南広域連合）

1 介護予防生活支援サービス事業（1）通所型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|---------------|----------------------------------|-------------------------|-------|----|-----------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------|------|-------------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 |
| 従前の予防通所介護相当 | 従前の介護予防通所介護と同様なサービス | 要支援1・2、サービス事業者 対象者 | 現行相当 | 指定 | 1,647 (要支援2) | 1,647円/月 (要支援2) 3,377円/月 | 指定事業所 | 週1~2回 | | |
| 緩和した基準によるサービス | 通所により運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上等必要なプログラム | 要支援1・2、基本チェック リスト対象者 | 通所A | 委託 | 1,367 | 1,367円 | ほっと大東 雲南市社会福祉 協議会 光サロンの雲南 | 週1回程 度 | 1年間 | |

類型（※）…「現行」、「現行相当」、「従前の通所介護に相当するもの」
 「通所A」＝緩和した基準によるサービス 「通所B」＝住民主体による支援 「通所C」＝短期集中予防サービス

(2) 訪問型サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型（※） | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施方法 | | |
|---------------|----------------------|---|-------|----|-----------------------------------|--|---------|-------|------|------|
| | | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 対象地域 |
| 従前の介護予防訪問介護相当 | 従前の介護予防訪問介護と同様なサービス | 要支援1・2、サービス事業者 対象者 | 現行相当 | 指定 | 8,445/週1 5,003/週2 10,473/週3 | (1ヶ月) 1,168円/週1 2,335円/週2 3,704円/週3 | 指定事業所 | | | |
| 緩和した基準によるサービス | 日常生活における生活支援（掃除・洗濯等） | 要支援1~2、チェックリストによる サービス事業者、身体介護 不要な方で生活支援の みが対象の方 | 訪問A | 委託 | 876/週1 1,752/週2 | (1ヶ月) 876円/週1 1,752円/週2 | 社会福祉法人等 | | | 市全域 |

類型（※）…「現行」、「現行相当」、「従前の訪問介護相当」
 「訪問A」＝緩和した基準によるサービス 「訪問B」＝住民主体による支援 「訪問C」＝短期集中予防サービス 「訪問D」＝移動支援

2 その他の生活支援サービス

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 類型 | 形態 | 単位 | 利用者負担（利用料） | サービス提供者 | 実施頻度等 |
|-----|-------|-----|----|----|----|------------|---------|-------|
| | | | | | | | | |

3 一般介護予防事業（1）介護予防普及啓発事業

| 事業名 | 事業の内容 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施方法 | | | |
|-------------|---|----|-----|--------|------|-------|------|-------------|----|
| | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 | 定員 |
| 健康づくり動機付け事業 | 健康づくりや介護予防の取り組みを実施した地域自主組織に、交流センター等で活用できる 血圧計と生活習慣病予防・介護予防に関する健康情報を提供する。 | 直営 | - | 地域自主組織 | 市内全域 | 10組織 | | | |
| 健康教育 | 認知症予防や介護予防についての健康教育を実施 | 直営 | - | 高齢者等 | 市内全域 | 市全域 | 数回 | | |

| | | | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|---------|-------|------|------|-------|----|
| 巡回型介護予防事業 | 市で養成した運動指導員等が地域を巡回し、地域での介護予防を普及 | 直営 | 直営 | 市内全域 | 市内全域 | 45回程度 | |
| 運動器機能向上事業 | 運動器の機能向上 | 委託 人 | 社会福祉法 | 市内全域 | 市内全域 | 週1回 | 10 |
| 口腔機能向上事業 | 歯科衛生士による口腔ケア指導 | 直営 | — | 市内全域 | 市内全域 | | |
| 認知症予防教室 | 認知症予防教室 | 委託 人 | 社会福祉法 | 市内全域 | 市内全域 | 5～6回 | 10 |
| 訪問型介護予防事業（栄養改善） | 栄養改善の必要な人を対象に管理栄養士が訪問し支援を行う | 直営 | — | 市内全域 | 市内全域 | | |

(2) 地域介護予防活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 類型 | 形態 | 委託先 | 対象者 | 対象地域 | 実施方法 | | |
|----------------------|--|----|---------|-------|------|------|------------------|------|-------------|
| | | | | | | | 実施箇所数 | 実施頻度 | 1クール の期間 |
| 介護予防事業従事職員研修・指導者養成事業 | 高齢者に身近な地域で運動指導を実施する地域運動指導員の養成・育成のため定期的に研修会を開催 | | 直営 | 直営 | 市内全域 | 市内全域 | 7回 | | |
| 介護予防サポーター養成事業 | 地域運動指導員の養成にあわせて養成 | | 直営 | 直営 | 市内全域 | 市内全域 | | | |
| 高齢者転倒予防教室 | 運動器機能の向上を中心に口腔機能向上、栄養改善等高齢者の健康づくりの知識と実践方法を学ぶとともに他者への普及を図る。 | | 委託 人 | 社会福祉法 | 市内全域 | 市内全域 | 2月で4回 3か月後に1回 | 25 | |
| いきいきサロン | 高齢者の介護予防、閉じこもり防止 | | 委託 人 | 社会福祉法 | 市内全域 | 市内全域 | | | |

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

| 事業名 | 事業の内容 | 対象者 | 形態 | 単位 | 利用者負担 (利用料) | サービス提供者 | 実施頻度等 |
|-------------------|--|-----|----|----|----------------|---------|-------|
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリテーションに関する専門職と連携し、地域における介護予防の取り組みの機能強化を図る | | | 直営 | | 市内全域 | |

4 任意事業

| 区分 | 事業名 | 類型 | 事業の内容 | 対象者 | 形態 | 単位 | 利用者負担 (利用料) | サービス提供者 | 事業の内容 |
|-----|------------------|----|--------------------------|-----|----|----|----------------|---------|---------------------------------|
| | 認知症SOS徘徊ネットワーク事業 | | ⑨認知症高齢者見守り事業 | | | | | | 認知症による徘徊時に地域と連携、協力する仕組み |
| | 家族支援 | | ⑩介護者交流会の開催 | | | | | | 交流会や介護相談の実施 |
| | 家族介護用品支給事業 | | ⑬介護用品の支給 | | | | | | 要介護3以上の在宅介護の非課税世帯に介護用品・たん吸引器を支給 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | | ⑭成年後見制度利用支援事業 | | | | | | 市長申立経費に要する費用 |
| その他 | 認知症サポーター等養成事業 | | ⑯認知症サポーター等養成事業 | | | | | | 認知症サポーターの養成 |
| | 配食サービス支援事業 | | ⑳地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 | | | | | | 一定の要件を満たす高齢者に対して食事提供及び安否確認の実施 |

地域ケア会議の状況

雲南市

| | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 個別事例(ケース)検討のための会議 | 地域課題把握のための会議 |
|--|---|---|--|
| 名称 | 自立支援型ケア会議 | 個別課題解決のためのケア会議 | 日常生活圏域地域ケア会議 |
| 実施主体 | 市(保健医療介護連携室) | 地域包括支援センター(委託型) | 市(保健医療介護連携室) |
| 位置づけ(個別会議について下記①②から選択) ①自立支援のための地域ケア個別会議 ②困難事例等を検討する地域ケア個別会議 | ① | ② | |
| 設置要綱等 | 雲南市ケア会議等設置要綱 | 雲南市ケア会議等設置要綱 | 雲南市ケア会議等設置要綱 |
| エリア(単位) | 全市 | 全市 | 日常生活圏域 |
| 開催日(頻度) | 月1回 | 随時 | エリアごとに年1回 |
| 参加者(機関) | 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療機関(リハ職等)、介護サービス事業所、市役所(保健医療介護連携室、その他関係部署) | 本人、親族、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関(医師、保健師)、薬局、民生委員、社協(生活相談支援担当者)、市役所(保健師、福祉事務所) | ※ エリアごとに異なる 病院、介護事業所、市、保健所、生活支援コーディネーター、雲南警察署 |
| 助言者 ※個別事例を検討する会議において依頼している助言者(資格職種) | 上記と重複あり 雲南広域連合(給付適正化担当者)、リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)、市役所(保健師、歯科衛生士、管理栄養士、地域福祉・地域医療・健康づくり担当課の職員)、保健所、認知症疾患センター看護師 | なし | |
| 事例検討対象者 (下記①～③の事例対象者から選択) ①サービス事業者及び要支援者 ②要介護1・2 ③要介護3～5 | ①②③ | ①②③ | |
| 内容 | 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの職員が担当しているケースに対して、自立支援の観点から多職種によるアセスメントを行い、ケース担当者が感じている課題の解決に向けた方策を検討するとともに、地域課題や社会資源に関する共有を図る。 | 居宅介護支援事業所等から相談があったケースについて、必要に応じて個別事例検討のケア会議として随時開催する。 | 事例検討を通じて、日常生活圏域ごとの地域課題を明らかにする |
| 地域ケア会議の機能 (下記①～⑤の機能から選択) ①政策形成機能 ②地域づくり・資源開発機能 ③地域課題発見機能 ④ネットワーク構築機能 ⑤個別課題解決機能 | ②③④⑤ | ④⑤ | ②③④ |
| H30年度に各地域ケア会議で出された地域課題 | | | 通院困難 高齢者の居場所不足 近隣からの孤立 障がい者高齢者家族 疾病予防と重症化予防 高齢ドライバーの危険運転 高齢ドライバーの運転免許返納の特典が乏しい |
| 各地域ケア会議を運営する上での課題 | ・ケアプランの見直しにまでつながるケースが少ない。 ・3月に全ケースの「その後」を検証する全体会を予定している。 | ・地域包括支援センター職員の力量形成。 | ・委託包括Cの総合相談からあがった地域課題と、居宅介護支援事業所ケアマネジャーが感じている課題のすり合わせや協議検討に至らない。 ・包括Cによるケアマネジャー支援や社会資源を共有する機能の強化が今後の課題。 |
| その他(参考) | | | |

| 政策形成のための(推進)会議 | その他 |
|---|--|
| 雲南市ケア会議 | 課題別ケア会議 |
| 市(保健医療介護連携室) | 市(保健医療介護連携室) |
| | |
| 雲南市ケア会議等設置要綱 | 雲南市認知症地域支援推進協議会設置要綱 |
| 全市 | 全市 |
| 年1回 | 年1回 |
| 医療機関、薬局、ケアマネジャー、介護事業所、訪問看護、市、保健所 | 認知症サポート医、雲南市医師会代表医師、民生児童委員、雲南保健所、雲南市老人クラブ、雲南警察署、社会福祉協議会、介護保険事業所管理者連絡会代表、雲南地域通所会部会長、雲南地域訪問介護部会長、雲南地域グループホーム小規模多機能部会長、認知症地域居宅介護支援部会、認知症初期集中支援チーム員、雲南市立病院相談員、平成記念病院地域連携看護師、雲南市地域包括支援センター長、雲南市福祉事務所長 |
| | |
| | |
| 他職種連携による在宅生活の支援を振り返り地域包括ケアシステムを考える | 認知症地域支援推進協議会において、認知症初期集中支援チームで介入した事例の検証や、認知症早期発見支援フローの運用について協議検討を行う。 ※今年度から消費者被害防止についても協議検討予定。 |
| ①②③④ | ①②③④ |
| 木戸道私道整備 介護人材不足 通院困難 高齢者の居場所不足 雪かき草刈り声掛け見守り等の生活支援 高齢ドライバーの危険運転 口腔ケア・ST・嚥下評価 住まいの確保 ※2月に「移動手手段の確保」をテーマに開催予定 | 11月28日開催予定 |
| ・事業化、施策化に至らないまでも、町内部局横断的に課題を解決することが意識化されてきつつある。 | |
| | |

通いの場の状況

雲南市

| | 項目 | 状況 |
|---|---------------------------------|--|
| 1 | 活動を支援するサポーター（ボランティア）の有無 | 有 |
| | 「有」の場合 | |
| | 市町村での養成の有無 | 有 |
| | 養成数（H30年度末時点） | 117名 |
| | 主な活動内容 | 周知、うんなん幸雲体操の普及啓発 |
| 2 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向け、工夫している点 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地区のご当地体操も取り入れ地域になじみやすいよう配慮しながら組み立てている。 ・地域自主組織と連携した活動となるよう地区福祉推進員（2層CN）、地域運動指導員を対象に体験会を開催し、既に取り組んでいる地区の活動発表も実施した。 ・体操実施者には出席カードを配布し3カ月間継続したら景品を渡す等継続意欲が高まるようにしている。 |
| 3 | 通いの場の拡大、高齢者参加率増加に向けて、課題に感じていること | <ul style="list-style-type: none"> ・通いの場の必要性の理解浸透。 ・運営スタッフの確保、養成。 ・ルールとして週1回開催で5人以上の団体に専門職派遣しており参加者にはハードルが高い。 ・土日や夜間の体験会等にはリハ職の派遣が難しい。 ・専門職派遣が終了し自主活動となった際の体操の質の確保と安全管理 ・他分野の活動との連携。 |
| 4 | 通いの場の実態の把握方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・体操開始から一定期間経過した後に体力測定等評価を実施。 ・地域自主組織や地区担当保健師等と連携し運営状況に関する情報を入手するとともに、近隣まで訪れた際に通いの場にも立ち寄り状況確認している。 |